

# ○飛行幹部候補生の任命及び昇任手続について（通達）

昭和 63 年 3 月 16 日

海幕人第 1345 号

改正 平成 8 年 6 月 28 日 海幕人第 3011 号〔第 1 次改正〕

平成 9 年 3 月 28 日 海幕人第 1457 号〔第 2 次改正〕

令和元年 6 月 21 日 海幕総第 1256 号〔工業標準化法

の改正に伴う関連通達の一部変更について（通達）5 号による改正〕

令和 5 年 7 月 6 日 海幕補第 1 2 2 2 号〔幹部候補者

たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正する訓令による改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

## 飛行幹部候補生の任命及び昇任手続について（通達）

標記について、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 63 号。以下「訓令」という。）第 8 条、第 13 条第 5 項第 2 号及び第 15 条の規定に基づき、下記のとおり定め、昭和 63 年 5 月 1 日から実施する。

なお、飛行幹部候補生の 2 等海曹、1 等海曹及び海曹長への昇任について（通達）（海幕人第 211 号。56. 1. 21）は廃止する。

### 記

1 飛行幹部候補生の任命及び昇任の期日 飛行幹部候補生の任命及び昇任の期日

(1) 任命期日

航空学生課程を修了し、かつ、航空学生を命ぜられた日から 2 年を経過する日の直後の月の初日

(2) 昇任期日

昇任階級	昇 任 日	
2 等海曹	航空学生を命ぜられた日から 2 年 7 月を経過する日の直後の月の初日	訓令第 13 条第 5 項第 2 号に規定する 3 等海曹昇任後の教育訓練の期間が、左記に基づく昇任期日の前日において 6 月に満たない者については、その期間が 6 月に達する日の直後の月の初日
1 等海曹	航空学生を命ぜられた日から 4 年を経過する日の直後の月の初日	訓令第 13 条第 5 項第 2 号に規定する 2 等海曹昇任後の教育訓練の期間が、左記に基づく昇任期日の前日において 9 月に満たない者については、その期間が 9 月に達する日の直後の月の初日
海 曹 長	航空学生を命ぜられた日から 4 年を経過する日の直後の月の初日	訓令第 13 条第 5 項第 2 号に規定する 1 等海曹昇任後の教育訓練の期間が、左記に基づく昇任期日の前日において 9 月に満たない者については、その期間が 9 月に達する日の直後の月の初日

## 2 飛行幹部候補生の任命予定者及び昇任資格者の報告

飛行幹部候補生が所属する部隊等の長（教育入隊中の飛行幹部候補生及び訓令第8条の規定により飛行幹部候補生を命ぜられる予定の航空学生にあつては、教育入隊中の教育航空隊司令。以下「部隊等の長」という。）は、飛行幹部候補生の任命予定者及び昇任資格者について、任命期日及び昇任期日（以下「任命期日等」という。）の1か月前までに飛行幹部候補生昇任資格者（任命予定者）名簿（昇任階級）（別紙様式。以下「昇任資格者等名簿」という。）により海上幕僚長に報告する。

## 3 昇任資格者等名簿の記載事項の変更

部隊等の長は、前項の報告を実施後、任命期日等までの間に昇任資格者等名簿の記載事項に変更が生じた場合は、その都度昇任資格者等名簿により海上幕僚長に報告する。

添付書類：別紙様式

海上幕僚長 殿

発簡者名

印

## 飛行幹部候補生昇任資格者（任命予定者）名簿（昇任階級 ）

番号	入隊 期別	航空学生 任命年月日	現階級 (任命年月日)	現階級 勤務期間 年 月	所 属 (発令年月日)	配 置	ふりがな 氏 名 (生年月日)	認識番号	健康状態 区 分 (年月日)	賞 罰 (年月日)	休職期間	現号俸 (年月日)	所 見
	航空学生 第 期	・ ・	( . . )	—	( . . )		( . . 生)		( . . )	( . . )	・ ～	( . . )	
	航空学生 第 期	・ ・	( . . )	—	( . . )		( . . 生)		( . . )	( . . )	・ ～	( . . )	
	航空学生 第 期	・ ・	( . . )	—	( . . )		( . . 生)		( . . )	( . . )	・ ～	( . . )	
	航空学生 第 期	・ ・	( . . )	—	( . . )		( . . 生)		( . . )	( . . )	・ ～	( . . )	
	航空学生 第 期	・ ・	( . . )	—	( . . )		( . . 生)		( . . )	( . . )	・ ～	( . . )	
	航空学生 第 期	・ ・	( . . )	—	( . . )		( . . 生)		( . . )	( . . )	・ ～	( . . )	
	航空学生 第 期	・ ・	( . . )	—	( . . )		( . . 生)		( . . )	( . . )	・ ～	( . . )	
	航空学生 第 期	・ ・	( . . )	—	( . . )		( . . 生)		( . . )	( . . )	・ ～	( . . )	
	航空学生 第 期	・ ・	( . . )	—	( . . )		( . . 生)		( . . )	( . . )	・ ～	( . . )	

- 注： 1 昇任階級別に作成する。  
 2 入隊期別は、航空学生として採用された期を記入する。  
 3 現階級勤務期間は、現階級昇任日から次期昇任予定日までの年月数を記入する。  
 4 健康状態区分は、海上自衛隊における健康診断の実施に関する達（昭和 43 年海上自衛隊達第 30 号）による最新の判定区分及び判定期日を記入する。  
 5 賞罰及び休職期間は、現階級のものを記入する。  
 6 所見欄には、当該階級への昇任の適否及びその他の所見を記入する。ただし、欄内に記入できない場合は、付紙をちょう付して記入する。（記入例：適・否（退職手続中））  
 7 記入後の取扱いは、「注意」とする。  
 8 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、横書きとする。